

3 常 福 福 第 5 6 号
令 和 3 年 5 月 6 日

指 定 自 立 訓 練 事 業 所
指 定 就 労 移 行 支 援 事 業 所
指 定 自 立 生 活 援 助 事 業 所
指 定 共 同 生 活 援 助 事 業 所
管 理 者 様

常 滑 市 福 祉 課 長 吉 川 和 彦

自 立 訓 練 等 に 係 る 標 準 利 用 期 間 を 超 え る 支 給 決 定 の 取 扱 い に つ い て
(通 知)

日 頃 から、本 市 の 福 祉 行 政 に つ き ま し て は、御 理 解 と 御 協 力 を い た だ き 厚 く
お 礼 申 し 上 げ ま す。

さ て、訓 練 等 給 付 の 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 中 で、サ ー ビ ス 利 用 の 長 期 化 を 回 避
す る た め、標 準 利 用 期 間 が 設 定 さ れ て い る も の が あ り ま す。

本 市 に お い て は、平 成 3 0 年 5 月 1 8 日 付 3 0 常 福 福 第 7 8 号 常 滑 市 福 祉 課
長 通 知 に よ り、標 準 利 用 期 間 を 超 え る 支 給 決 定 の 取 扱 い に つ い て 定 め て い ま し
た が、こ の た び、令 和 3 年 度 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 報 酬 改 正 に 伴 い、当 該 取 扱 い
を 別 紙 の と お り 改 正 し ま し た の で、御 承 知 く だ さ い ま す よ う お 願 い し ま す。

担 当 障 が い チ ー ム
電 話 0 5 6 9 - 3 4 - 7 7 4 4
F A X 0 5 6 9 - 3 4 - 7 7 4 5
メ ー ル fukushi@city.tokoname.lg.jp

自立訓練等に係る標準利用期間を超える支給決定の取扱い

1 利用期間の原則

訓練等給付の障害福祉サービスのうち、2の表にあるサービスについては、サービス利用の長期化を避けるため、継続して利用できる期間（以下「標準利用期間」という。）が設定されています。

2 標準利用期間が設定されているサービス

サービスの種類	標準利用期間
自立訓練（機能訓練）	1年6か月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）
自立訓練（生活訓練）	2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間）
宿泊型自立訓練	2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間）
就労移行支援	2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）
就労定着支援	3年間
自立生活援助	1年間
共同生活援助（地域移行支援型ホーム）	2年間
共同生活援助（サテライト型住居利用）	3年間
地域移行支援	6か月

3 標準利用期間の延長

標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、常滑市障がい総合支援認定審査会（以下「審査会」という。）の個別審査を経て、必要性和認められた場合に限り、更新が可能となります。

サービスの種類	延長期間	備考
自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援	最長1年間	原則1回のみ
自立生活援助	最長1年間	更なる更新の可否については審査会で判断

共同生活援助（地域移行支援型ホーム）	必要最小限の期間	・原則1回のみ ・延長期間は審査会で判断
共同生活援助（サテライト型住居利用）	最長3年間	
地域移行支援	最長6か月	更なる更新の可否については審査会で判断

※就労定着支援については標準利用期間を超えて利用することはできない。

4 標準利用期間延長の理由について

本人が継続してサービスの利用を希望し、「日中に通所する場所が必要」「利用者相互の関わりが必要」などといったサービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない固有の理由が必要となります。

1	自立訓練（機能訓練）	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
2	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること、若しくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
3	就労移行支援	更新時点で一般就労への具体的な見通しがあること。 （採用が内定している、現在職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定がある。など）
4	自立生活援助	一人暮らしでの生活で、理解力や生活力等に不安が残り、継続したサービスの必要性が認められること。
5	共同生活援助（地域移行支援型ホーム）	早期に地域移行ができる体制が見込まれていること。
6	共同生活援助（サテライト型住居利用）	単身生活への移行が見込まれていること。

※ 既に一般就労している方で短時間就労・アルバイト等の理由により、上記1～3のサービスの標準利用期間を超える更新はできません。

5 他サービスの利用等について

標準利用期間が設定されているサービスに代わり、他のサービスの利用を希望する場合は、サービスの申請手続きが必要となります。障害支援区分の

認定を受けていない方で障害支援区分の認定が必要なサービスの利用を希望する場合、障害支援区分の認定の手続きが必要となります。

6 標準利用期間延長の手続きについて

(1) 更新案内について

サービスの有効期間終了の約2か月前に対象者へ福祉課から更新案内文と介護給付費・訓練等給付費支給申請書をお送りします。

なお、標準利用期間をもってサービス提供を終了する場合は、「契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書」を福祉課へ提出してください。

(2) 利用期間延長審査に必要となる書類について

次の①～③の資料を福祉課へ提出してください。

① 標準利用期間延長に係る事業所意見書（様式第1）

② 現在の個別支援計画・アセスメント表の写し

③ 利用期間延長に係る個別支援計画（案）

※ ①については、本人の署名・押印等をもらってください。

※ ②③については、事業所が作成している任意の様式で差し支えありません。

(3) 提出期限について

当該サービスが終了する月に行われる審査会開催日の10日前

※ 審査会は原則毎月第2金曜日に行います。提出期限に間に合わない場合には、必ず事前に福祉課へ連絡を入れ、なるべく早めに提出してください。